

工事請負契約の変更契約の締結について
 藤沢市新庁舎建設工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市新庁舎建設工事

鹿島建設・門倉組共同企業体

代表者 横浜市中区太田町四丁目51番地

鹿島建設株式会社横浜支店

常務執行役員支店長 野村 高 男

2 変更の内容

契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
17,496,000,000円	325,945,080円	17,821,945,080円

提案理由

藤沢市新庁舎建設工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。